

第 13 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時： 令和 2 年 7 月 31 日（金）

10 時 ～

場所： 市役所 大会議室

1 協議事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

○ 国の動向

（別紙資料）

- ・ 8月1日以降における催物の開催制限等について

5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持する。

○ 県の動向

（別紙資料）

- ・ 県民の皆様へのメッセージ
- ・ 岡山県における新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請
- ・ 岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願い

○ 市の今後の取り組みについて

- ・ 市内感染者の発生について

→ 市民からの問い合わせ等に対応。

電話対応については、危機管理課・健康づくり推進課で対応。

誹謗中傷等の人権侵害から守る。

- ・ 「イベント開催制限の目安」について

（別紙資料）

→ 「市主催イベント開催等の考え方」について改訂。

座席を1席あけて、会話などを避ける等を追加

関係機関との十分に連携を図りイベントを実施

2 その他

- ・ 市民へホームページ等で新型コロナ感染症防止の啓発、情報を発信していく。

- ◎ 基準 直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたりの0.5人以下
岡山県 直近1週間 7/24～30 新規感染者数 31人 1.63

参考: $1,898,237 \text{ 人} \div 10 \text{ 万人} \times 0.5 = 9.49 \text{ 人}$
1日当たり 9.5 $\div 7 = 1.36 \text{ 人}$

- ☆ 県内で確認された新型コロナウイルス感染者 (7月30日現在)

合 計	入院中	宿泊療養施設に 入所中	退院・退所
76	30	4	41

(参考)新型コロナウイルス感染症患者の退院基準(厚労省通知)

- 1 患者の症状軽快後、24時間後(無症状病原体保持者については、陽性の確認から24時間後)にPCR検査を実施。
- 2 1の鑑査で陰性が確認されたら、1の検体採取後24時間以後に再度採取を行い、2回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

- ◎ PCR検査実施人数

2,839 人 (うち、他県協力分88人) ※ 7/28から74人増加
76 人 陽性

- ◎ 医療体制整備状況

- (1) 確保病床数 250床 (うち感染症病床 26床)
- (2) 軽症者等宿泊療養施設 207室 (アパホテル 岡山駅前)
- (3) 人工呼吸器 県内保有数 517台
- (4) ECMO 県内保有数 28台 (ECMO:体外式膜型人工肺)

事務連絡
令和2年7月23日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

8月1日以降における催物の開催制限等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、8月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

1. 催物開催の目安

8月以降のイベント開催については、令和2年5月25日付け事務連絡の別紙において、収容率の制限（屋内は50%以内、屋外は十分な間隔（できるだけ2m）を維持する一方、人数上限（5,000人）を撤廃するとの目安を示してきたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」2.（1）に留意すること。

なお、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

3. 祭り等の行事の開催にあたっての留意事項

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。一方、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対しイベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省から提供されている接触確認アプリや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用を促すとともに、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 松田・國藤・植田・井上・寺井

直通 03(6257)3085

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等 avoid するなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内 100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m 200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内 1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m 1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内 5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m 5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ 8月末まで維持	屋内	50%以内 5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m 5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安(その2)

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%（注） （屋外200人）】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】（ネット中継等） *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理

全国的・広域的	地域の記事	お祭り・野外フェス等
	△ 【100人又は50%（屋外200人）】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可	
×		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
×		

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	△ * 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	○
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持		

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
時期	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 * クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	
【移行期間後】 感染状況を見つつ 8月末まで維持	×～△ * 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。 ○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。 知事の判断。 * クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

県民の皆様へのメッセージ案（令和2年8月1日～8月31日）

- 1 感染拡大予防ガイドラインの遵守が難しいキャバクラやホストクラブの利用を控えましょう。
- 2 帰省される方には、帰省前の2週間程度は、夜の繁華街など「3つの密」が重なる場所への出入りを控えるようお願いしてください。
- 3 帰省後、ご高齢の方と会うときは、会う時間を短くするなど、特に気を付けてください。
- 4 ご高齢の方は、外出の際、人混みを避けて行動しましょう。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用しましょう。

 岡山県

令和2年8月1日～8月31日（ 岡山県）

区 分	県民の皆様へのメッセージ	
県外への移動	有記以外の地域	帰省先が荒れている地域
		 （夜の繁華街などでは特に慎重に行動を）
観 光	県外近隣県	有記以外の地域
		目的地に人が多く集まる場所を避ける
買い物・飲食	 「3つの密」を避け「新しい生活様式」の実践を	
娯 楽 スポーツ	 感染防止策の状況を確認し慎重に判断	

岡山県における新型コロナウイルス感染症拡大予防の
ための協力要請（特措法24条9項）（案）

1 区 域 岡山県全域

2 期 間 令和2年8月1日から令和2年8月31日まで

3 実施内容

県内では、7月1日から29日までの間に45例の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認され、接待を伴う飲食店におけるクラスター感染も2件確認された。

このため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、以下の対応を要請することとする。

なお、今後の流行状況や要請への対応状況等を踏まえ、必要な場合には、期間の延長や内容の見直しを行う。

（1）感染拡大予防ガイドラインの遵守が難しい接待を伴う飲食店の利用自
粛の協力要請

県民に対し、感染拡大予防ガイドラインの遵守が難しいと考えられ、全国的に感染者の発生が続いている接待を伴う飲食店（いわゆるキャバクラやホストクラブ）については、利用を控えるよう要請する。

（2）感染拡大予防ガイドラインの遵守の協力要請

接待を伴う飲食店に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう、改めて強く要請する。

令和2年7月30日

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に
係る県民の皆様への協力のお願い（案）

県内では、7月1日から29日までの間に45例の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認され、接待を伴う飲食店におけるクラスター感染も2件確認されるなど、これまで以上に感染拡大への警戒が必要な状況になっており、県民の皆様には、引き続き「3つの密」を避ける取組、全国規模のイベントの開催自粛、適切な感染防止策の実施などに取り組んでいただく必要があります。

このため、皆様には、令和2年8月1日から令和2年8月31日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・手洗いの徹底や人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いいたします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録をお願いいたします。

(2) 県外への移動及び観光についてのお願い

- ・観光は、県内や近隣県から楽しみましょう。
- ・感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、夜の繁華街などでは、特に慎重に行動してください。

(3) 接待を伴う飲食店に関するお願い

- ・感染拡大予防ガイドラインの遵守が難しいと考えられ、全国的に感染者の発生が続いている接待を伴う飲食店（いわゆるキャバクラやホストクラブ）については、利用を控えてください。

(4) 帰省される方とご家族へのお願い

- ・帰省される方には、帰省前の2週間程度は、夜の繁華街など「3つの密」が重なる場所への出入りを控えるようお願いしてください。

- ・帰省後、ご高齢の方と会うときは、会う時間を短くするなど、特に気を付けてください。

(5) ご高齢の方とご家族などへのお願い

- ・ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動しましょう。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用しましょう。
- ・ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、県外への移動や夜の繁華街などでの行動は、特に慎重にお願いします。

(6) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことのお願い

- ・不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やそのご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

2 事業者の皆様へのお願い（別紙）

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・特に、接待を伴う飲食店については、ガイドラインを遵守するよう強くお願いします。
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・食料品や生活必需品を販売するスーパーマーケット等の店舗においては、高齢者と若い世代の接触を避けるため、可能な限り、高齢者の専用又は優先時間帯を設定していただくなどの取組をお願いします。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・開催に当たっては、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じるようお願いします。
- ・全国規模や概ね5000人以上のイベント等については、開催を自粛するようお願いします。
- ・屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とするようお願いします。

- ・ 地域のお祭りや行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催するようお願いします。
- ・ 開催に当たっては、参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

令和 2 年 8 月 1 日
瀬 戸 内 市

関係者各位

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた 「市主催イベント開催等の考え方」について

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、政府と岡山県がイベント開催に係る制限を8月末まで維持することとしたため、「市主催イベント開催等の考え方」についても、制限レベルを現状のまま維持することとします。

なお、今後も感染状況等を踏まえて、国及び県の考え方に沿ってイベント開催に関する制限を変更していく予定です。改訂後の内容につきましては、その都度、市のホームページでお知らせいたします。

1 自粛するもの

(次のいずれかに該当するもの及び適切な感染防止策を講じることが難しいもの)

- (1) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの（屋外を含む）
- (2) 多数の人が密集して、会議室等の閉鎖空間（換気が不十分な密閉空間）で、長時間過ごすもの
目安；参加人数の上限は、屋内・屋外ともに概ね5000人、または収容定員の50%
（固定座席が有る場合：一席以上の間隔を確保 座席が無い場合：前後左右にできるだけ2メートルの間隔を確保）
- (3) 流行地（新規感染者が急増している地域）において実施するもの

2 開催する場合に留意すること

- ・風邪のような症状（咳や発熱など）や嗅覚・味覚障害等の症状のある方の参加自粛について、事前要請を徹底すること
- ・ドア等は支障のない範囲で開放し、定期的な室内換気を十分に行うこと
- ・アルコール手指消毒薬の設置又は石けん等による手洗いを徹底すること
- ・咳エチケットの徹底と、可能な範囲でのマスクの着用を要請すること
- ・空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること
- ・基礎疾患を持った方が集まるものについては、感染防止策を徹底すること。
- ・参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うこと
- ・周辺地域に感染拡大が見込まれるなど、当該イベント開催によりクラスターが発生する恐れがある場合は、延期または中止すること

（裏面に続く）

3 参考

- ・地域での行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で開催すること

※ 前回からの変更点は下線部のとおりです

【 問い合わせ先 】

瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部

電話 0869 - 22 - 1111（代表） FAX 0869 - 22 - 3299

- ・施設の利用について；各施設の担当課へ
- ・感染症予防について；健康づくり推進課 電話 0869 - 26 - 5961